

## 建設工事における下請負人の社会保険未加入対策の取扱い

### 1 対策の内容

川越市建設工事標準請負契約約款（以下「約款」という。）を改正し、令和3年10月1日以降に川越市と契約する全ての建設工事において、社会保険未加入建設業者\*1を下請負人とすることを禁止します。

#### ※1 社会保険未加入建設業者

次のいずれかの規定による届出を履行する義務がありながら、現に届出を履行していない建設業者をいう。

- ◆ 健康保険法第48条
- ◆ 厚生年金保険法第27条
- ◆ 雇用保険法第7条

### 2 下請負人の社会保険加入状況の確認方法

発注者は、受注者から提出された施工体制台帳、再下請負通知書の「健康保険等の加入状況」欄において健康保険、厚生年金及び雇用保険の加入状況を確認します。

受注者は、下請業者の選定に当たって、当該業者が社会保険未加入建設業者でないことを「社会保険の加入に関する下請指導ガイドライン」における「適切な保険」の確認シート（国土交通省作成）等を参考に確認してください。

### 3 下請負人が社会保険未加入建設業者であった場合の対応

- (1) 受注者は当該建設工事において選定しようとする下請負人について社会保険の加入状況を2により確認したところ、社会保険未加入業者であった場合、社会保険に加入している建設業者（1の※1に掲げる規定による届出の義務が課されていないものを含む。）へ変更を検討してください。
- (2) 受注者は、下請負人の変更が不可能であり、当該建設工事において社会保険未加入建設業者を下請負人とする特別の事情があると判断する場合、発注者にその理由を記載した様式第1号を施工体制台帳と併せて提出してください。なお、様式第1号提出後において、発注者が必要に応じヒアリングを実施します。

### 4 「特別の事情」に係る内容審査

発注者は3で受注者から提出を受けた様式第1号により次のとおり「特別の事情」に係る審査を行います。

#### (1) 一次下請負人が社会保険未加入建設業者である場合

- ① 発注者が特別の事情を有すると認められると判断した場合は、受注者に対して、保険加入を確認できる書類\*2を添付した様式第4号を原則30日以内の期日を指定して提出するよう様式第2-1号により通知します。（なお、受注者から指定期日までに保険加入を確認できる書類を添付した様式第4号が提出されない場合、川越市建設工事標準請負契約約款第7条の2第1項の規定に違反す

ることとなります。)

※2 保険加入を確認できる書類

◆ 健康保険・厚生年金保険

- ・領収証書、社会保険料納入証明（申請）書
- ・資格取得確認及び標準報酬決定通知書

◆ 雇用保険

- ・領収済通知書及び労働保険概算・確定保険料申告書
- ・雇用保険被保険者資格取得通知書（事業主通知用）
- ・雇用保険適用事業所設置届事業主控

- ② 発注者が特別の事情を有するとは認められない<sup>※3</sup>と判断した場合は、受注者に対して指定した日までに一次下請負人を他の社会保険加入業者に変更する等の必要な措置をするよう様式第3-1号により通知します。（なお、受注者が指定期日までに一次下請負人を他の社会保険加入業者に変更する等の必要な措置を講じない場合、川越市建設工事標準請負契約約款第7条の2第1項の規定に違反することとなります。）

※3 「特別の事情があるとは認められない」とされる理由の例

- ◆ 当該一次下請負人とは長年の付き合いがあり、他の業者では施工管理が困難である。
- ◆ 市との契約締結前に既に下請契約を締結してしまっている。
- ◆ 代替の下請負人を探す時間的余裕がない。
- ◆ 過去に同一箇所の工事を行った際に当該一次下請負人が同様に下請負人として施工していた。

(2) 二次以下の下請負人が社会保険未加入建設業者である場合

- ① 発注者が特別の事情を有すると認められると判断した場合は、受注者に対して特別の事情を有すると認める旨を様式第2-2号により通知します。
- ② 発注者が特別の事情を有するとは認められない<sup>※3</sup>と判断した場合は、受注者に対して保険加入を確認できる書類を添付した様式第4号を原則30日以内の期日を指定して提出するよう様式第3-2号により通知します。（なお、受注者から指定期日までに保険加入を確認できる書類を添付した様式第4号が提出されない場合、川越市建設工事標準請負契約約款第7条の2第1項の規定に違反することとなります。）
- ③ ②の場合において受注者が、当該社会保険未加入建設業者に対して適切な指導を行い、当該社会保険未加入建設業者が保険加入に時間的猶予を必要としている書面（任意書式）を発注者に提出することにより、二次下請負人の場合は60日、三次以下の下請負人の場合は90日まで様式第4号の提出期日を延長することができます。

5 違反行為への措置

(1) 約款第7条の2違反となる場合

次に掲げる場合は、約款第7条の2に抵触するものであり、発注者は当該行為の是正を催告するため、受注者に対して、様式第5-1号（一次下請負人が社会保険未加入建設業者の場合）又は様式第5-2号（二次以下の下請負人が社会保

険未加入建設業者の場合)により通知します。

- ① 下請負人が社会保険未加入建設業者であることが判明したことにより発注者から様式第1号の提出を求められたにもかかわらず、提出をしなかった場合
  - ② 一次下請負人が社会保険未加入建設業者であることについて特別の事情があると発注者が認めず、様式第3-1号による通知を受けた場合
  - ③ 一次下請負人が社会保険未加入建設業者であることについて特別の事情があると発注者が様式第2-1号の通知により認められたにもかかわらず、指定期日までに必要書類(様式第4号、当該保険加入の事実を証する書類)の提出をしなかった場合
  - ④ 二次以下の下請負人が社会保険未加入建設業者であることについて、特別の事情があると発注者が認めず、様式第3-2号の通知を受けたにもかかわらず、指定期日までに必要書類(様式第4号、当該保険加入の事実を証する書類)の提出をしなかった場合
- (2) 約款第7条の2違反に対する措置
- 3(1)に該当し、様式第5-1号又は様式第5-2号記載の期限までに是正されない場合においては、発注者は当該受注者に対し以下の措置を行う場合があります。
- ① 入札参加停止
  - ② 当該建設工事に係る工事成績評価における減点

様式第1号

年 月 日

(提出先)  
川越市長

受注者

印

川越市建設工事標準請負契約約款第7条の2第2項に定める特別の事情について

下記の工事について、○次下請負人が社会保険に未加入であることが確認されましたが、当社は、下記業者を下請負人とする必要があるため、特別の事情を有することの認定を申請します。

記

工 事 名	
工 事 場 所	
工 期	年 月 日 から 年 月 日 まで
請 負 代 金 額	金 円
○次下請負人名	
未加入の社会保険	健康保険・厚生年金保険・雇用保険
下請負人としなければならない理由	

川 収第 号  
年 月 日

\_\_\_\_\_様

川越市長



川越市建設工事標準請負契約約款第7条の2第2項に定める特別の事情に係る認定について（通知）

下記の工事に係る 年 月 日付けの申請については、川越市建設工事標準請負契約約款第7条の2第2項に定める特別の事情を有するものと認めます。

つきましては、 年 月 日までに、一次下請負人に〇〇法第〇条\*の規定による届出の義務を履行させ、その加入の状況を確認することのできる書類を提出してください。

なお、書類が期限までに提出されない場合は、川越市建設工事標準請負契約約款第7条の2第1項の規定に違反することにより、入札参加停止措置等を講ずる場合があります。

記

工 事 名	
工 事 場 所	
工 期	年 月 日 から 年 月 日 まで
請 負 代 金 額	金 円
一次下請負人名	
未加入の社会保険	健康保険・厚生年金保険・雇用保険

※該当する法律を記載

- ①健康保険法第48条
- ②厚生年金保険法第27条
- ③雇用保険法第7条

○届出の義務の履行が確認できる書類

(1) 健康保険又は厚生年金保険について

- ・領収証書、社会保険料納入証明(申請)書
- ・資格取得確認及び標準報酬決定通知書

(2) 雇用保険について

- ・領収済通知書及び労働保険概算・確定保険料申告書
- ・雇用保険被保険者資格取得通知書(事業主通知用)
- ・雇用保険適用事業所設置届事業主控

川 収第 号  
年 月 日

\_\_\_\_\_様

川越市長



川越市建設工事標準請負契約約款第7条の2第2項に定める特別の事情に係る認定について（通知）

下記の工事に係る 年 月 日付けの申請については、川越市建設工事標準請負契約約款第7条の2第2項に定める特別の事情を有するものと認めます。

記

工 事 名	
工 事 場 所	
工 期	年 月 日 から 年 月 日 まで
請 負 代 金 額	金 円
○次下請負人名	
未加入の社会保険	健康保険・厚生年金保険・雇用保険

川 収第 号  
年 月 日

\_\_\_\_\_様

川越市長 印

川越市建設工事標準請負契約約款第7条の2第2項に定める特別の事情に係る  
認定について（通知）

下記の工事に係る 年 月 日付けの申請については、川越市建設工事標準  
請負契約約款第7条の2第2項に定める特別の事情を有するものとは認められませんでした。

一次下請負人を他の社会保険加入業者に変更する等の必要な措置を 年 月  
日までに講じてください。なお、是正措置がなされない場合は、川越市建設工事標準請負  
契約約款第7条の2第1項の規定に違反することにより、入札参加停止措置等を講ずる場  
合があります。

記

工 事 名	
工 事 場 所	
工 期	年 月 日 から 年 月 日 まで
請 負 代 金 額	金 円
一次下請負人名	
未加入の社会保険	健康保険・厚生年金保険・雇用保険



川 収第 号  
年 月 日

\_\_\_\_\_様

川越市長



川越市建設工事標準請負契約約款第7条の2第2項に定める特別の事情に係る  
認定について（通知）

下記の工事に係る 年 月 日付けの申請については、川越市建設工事標準  
請負契約約款第7条の2第2項に定める特別の事情を有するものとは認められませんでした。

つきましては、年 月 日までに、○次下請負人に○○法第○条\*の規定による届  
出の義務を履行させ、その加入の状況を確認することのできる書類を提出してください。

なお、書類が期限までに提出されない場合は、川越市建設工事標準請負契約約款第7条  
の2第1項の規定に違反することにより、入札参加停止措置等を講ずる場合があります。

記

工 事 名	
工 事 場 所	
工 期	年 月 日 から 年 月 日 まで
請 負 代 金 額	金 円
○次下請負人名	
未加入の社会保険	健康保険・厚生年金保険・雇用保険

※該当する法律を記載

- ①健康保険法第48条
- ②厚生年金保険法第27条
- ③雇用保険法第7条

○届出の義務の履行が確認できる書類

(1) 健康保険又は厚生年金保険について

- ・領収証書、社会保険料納入証明(申請)書
- ・資格取得確認及び標準報酬決定通知書

(2) 雇用保険について

- ・領収済通知書及び労働保険概算・確定保険料申告書
- ・雇用保険被保険者資格取得通知書(事業主通知用)
- ・雇用保険適用事業所設置届事業主控

年 月 日

(提出先)  
川越市長

受注者

⑩

社会保険への加入状況に係る確認書類について

下記の工事の○次下請負人について、下記の社会保険の届出の義務を履行させましたので、その加入の状況を確認できる書類を提出します。

記

工 事 名	
工 事 場 所	
工 期	年 月 日 から 年 月 日 まで
請 負 代 金 額	金 円
○次下請負人名	
加入した社会保険	健康保険・厚生年金保険・雇用保険
確 認 資 料	別添のとおり

○届出の義務の履行が確認できる書類

(1) 健康保険又は厚生年金保険について

- ・領収証書、社会保険料納入証明(申請)書
- ・資格取得確認及び標準報酬決定通知書

(2) 雇用保険について

- ・領収済通知書及び労働保険概算・確定保険料申告書
- ・雇用保険被保険者資格取得通知書(事業主通知用)
- ・雇用保険適用事業所設置届事業主控

\_\_\_\_\_様

川越市長



催 告 書

下記の工事に係る一次下請負人については、川越市建設工事標準請負契約約款第7条の2第1項に規定する社会保険未加入建設業者に該当しています。

つきましては、指定期日までに必要な措置\*を講じていただくようお願いいたします。

なお、是正措置がなされない場合は、同項の規定に違反することにより、入札参加停止措置等を講ずることがあります。

記

工 事 名	
工 事 場 所	
工 期	年 月 日 から 年 月 日 まで
請 負 代 金 額	金 円
一次下請負人名	
未加入の社会保険	健康保険・厚生年金保険・雇用保険
指 定 期 日	年 月 日

※ 「必要な措置」

【当該業者を一次下請負人としなければ当該契約の目的を達することができない場合】

⇒ 川越市建設工事標準請負契約約款第7条の2第2項に規定する「特別の事情」に係る認定申請を行ってください。（当該案件について既に認定申請を行い、「特別の事情」に認定されなかった場合を除く。）

【当該業者を一次下請負人とする「特別の事情」が認定されなかった場合】

⇒ 一次下請負人を社会保険に加入済みの建設業者へ速やかに変更してください。

【当該案件の是正措置について既に示されている場合】

⇒ 当該是正措置を速やかに行ってください。

\_\_\_\_\_様

川越市長



催 告 書

下記の工事に係る○次下請負人については、川越市建設工事標準請負契約約款第7条の2第1項に規定する社会保険未加入建設業者に該当しています。

つきましては、指定期日までに必要な措置<sup>※1</sup>を講じていただくようお願いいたします。

なお、是正措置がなされない場合は、同項の規定に違反することにより、入札参加停止措置等を講ずることがあります。

記

工 事 名	
工 事 場 所	
工 期	年 月 日 から 年 月 日 まで
請 負 代 金 額	金 円
○次下請負人名	
未加入の社会保険	健康保険・厚生年金保険・雇用保険
指 定 期 日	年 月 日

※1 「必要な措置」

【当該業者を○次下請負人としなければ当該契約の目的を達することができない場合】

⇒ 川越市建設工事標準請負契約約款第7条の2第2項に規定する「特別の事情」に係る認定申請を行ってください。（当該案件について既に認定申請を行い、「特別の事情」に認定されなかった場合を除く。）

【当該業者を○次下請負人とする「特別の事情」が認定されなかった場合】

⇒ 次のいずれかの措置を速やかに講じてください。

- 次下請負人に〇〇法第〇条<sup>※2</sup>の規定による届出の義務を履行させ、その加入の状況を確認することのできる書類を提出する。

- ・ ○次下請負人を社会保険に加入済みの建設業者へ変更する。  
【当該案件の是正措置について既に示されている場合】  
⇒ 当該是正措置を速やかに行ってください。

※2 該当する法律を記載

- ①健康保険法第48条
- ②厚生年金保険法第27条
- ③雇用保険法第7条

○届出の義務の履行が確認できる書類

(1) 健康保険又は厚生年金保険について

- ・ 領収証書、社会保険料納入証明(申請)書
- ・ 資格取得確認及び標準報酬決定通知書

(2) 雇用保険について

- ・ 領収済通知書及び労働保険概算・確定保険料申告書
- ・ 雇用保険被保険者資格取得通知書(事業主通知用)
- ・ 雇用保険適用事業所設置届事業主控